

特定空家の解体費用を補助します

大鰐町では空家及び今後空家になる見込みのある建物について、空家の解体を行う方に対して最大30万円の助成を行う「令和6年度大鰐町特定空家除却事業費補助金」を交付します。

○補助の対象

大鰐町に存在する個人の所有する特定空家

○補助の金額

補助対象金額の2分の1以内の額で最大30万円（千円未満の額は切り捨て。）

○補助の対象となる方や建物

- ・ 特定空家の所有者（登記簿謄本に記載されている方。未登記の場合は固定資産台帳に所有者として記載されている方。またはその相続人。）
- ・ 暴力団員でない方
- ・ 本年度以前に空家関係の補助金の交付を受けていない方

○補助の対象とならない方や建物

- ・ 町税等の滞納がある方
- ・ 同様の内容の補助金を受けられた方（予定も含めます。）
- ・ 補助の申請を行う前に実施した方
- ・ 令和7年3月31日までに工事が完了しない場合

○募集期間

- ・ 令和6年6月3日（月曜日）～令和6年12月27日（金曜日）

※先着順となります。ご注意ください（募集多数の場合、お待ちいただく場合があります。）

- ・ 遠方にお住まいの方は郵送でも受け付けます。

○お問い合わせ先○

大鰐町役場 建設課：0172-55-6594（空家の解体をしたいとお伝えください）